

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/1/4号 (No. 557)

=====

○ 法律・法規等

1. 中国国家知識産権局、改正専利法の経過措置を公表(国家知識産権網 2023年12月21日)
2. 中国、専利法実施細則の改正を公布=2024年1月20日施行(中国政府網 2023年12月21日)
3. 国家知識産権局、専利権期間補償と開放許諾に関する行政再審事項を公告(国家知識産権網 2023年12月21日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、商品とサービスの分類に関するガイドラインを発表 (国家知識産権網 2023年12月29日)
2. 国家知識産権局、非伝統的な商標の顕著な特徴に関するガイドラインを発表(国家知識産権網 2023年12月29日)
3. 中国、商標代理の信用評価管理試行を開始=5省での実施へ(国家知識産権網 2023年12月27日)
4. 中国とベトナムが著作権及び著作隣接権に関する協力覚書を締結(中国保護知識産権網 2023年12月22日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市で初の上場企業向け知的財産権サービス拠点が設立(北京市知識産権局公式サイト 2023年12月28日)

【華東地域】

2. 福建・アモイ市に国家級知的財産権保護センター新設へ(国家知識産権網 2023年12月23日)

【華南地域】

3. 「深港知的財産権運営連盟」が設立、深セン・香港の産学連携強化へ(深セン市政府公式サイト 2023年12月21日)

○ 司法関連の動き

1. 山東省各法院で27件の知財事件で懲罰的賠償が適用(中国保護知識産権網 2023年12月28日)
2. 湖南省で知的財産権に関する悪意訴訟の取り締まり強化=初の法的処罰例を実現(中国保護知識産権網 2023年12月22日)
3. 北京知識産権法院、コンピュータソフトウェアの著作権保護と典型事例を発表(北京知識産権法院公式サイト 2023年12月21日)
4. 上海検察、企業向けデジタル著作権保護のためのガイドラインを発表(上海市人民検察院 Wechat 公

式アカウント 2023年12月14日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

1. 河北省、1～11月に知財侵害・模倣品関連の違法事件 6953件摘発(中国保護知識産権網 2023年12月22日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国のデジタル経済ユニコーン企業が急成長 2023年の総評価額 7兆元超(中国知識産権資訊網 2023年12月26日)

2. テンセント、「2023年 WeChat ブランド保護報告書」を発表(中国知識産権資訊網 2023年12月22日)

○ 統計関連

1. 上海の高価値特許保有件数、人口1万人当たり平均46件超(中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2023年12月26日)

2. 中国、全固体電池技術で世界の36.7%の特許出願を占める＝国家知識産権局が発表(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2023年12月26日)

○ その他知財関連

1. 2023年中米知的財産権実務シンポジウム、北京で開催＝中米の実務協力を強化(国家知識産権網 2023年12月23日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 中国国家知識産権局、改正専利法の経過措置を公表★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は、改正専利法及びその実施細則の円滑な実施を目的として、新たな経過措置を発表した。この措置は、局公告第559号として公表され、「改正後の専利法及びその実施細則に係る審査業務処理の過渡的弁法」と題する。

この経過措置は全17条から成り、第一条では適用原則が定められており、第十七条では施行日が規定されている。具体的には、第二条から第六条までは主に出願人の権利義務に関連し、第七条から第十六条までは国務院専利行政部門の審査業務に関連している。

新規定は2024年1月20日より施行され、この日を以て「修正後の専利法に関連する審査業務処理の暫定弁法」(国家知識産権局第510号公告)と「ハーグ協定加入後の関連業務処理の暫定弁法」(国

家知識産権局第 511 号公告) は廃止される。これら廃止される規定の関連内容は、改正後の実施細則や専利審査指南において規定されることとなる。

(出典：国家知識産権網 2023 年 12 月 21 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_66_189190.html

★★★2. 中国、専利法実施細則の改正を公布＝2024 年 1 月 20 日施行★★★

国務院の李強総理は 12 月 21 日、国務院令第 769 号に署名し、「国務院の『中華人民共和國専利法実施細則』改正に関する決定」（以下『決定』と略称する）を公布し、これを 2024 年 1 月 20 日に施行することを発表した。

この決定は、計 69 条から成り、中国の知的財産保護体系の整備と国際基準への適合を目的としている。

主な改正点、専利出願制度の整備、専利審査制度の整備、専利保護の強化、専利行政サービスの強化という観点から行われた。これにより、専利申請のプロセスがより明確になり、審査の効率性が向上し、専利権の保護が一層強化されることが期待される。

また、意匠の国際登録に関するハーグ協定との整合性を維持するため、意匠の国際出願に関する新たな規定が導入されている。

(出典：中国政府網 2023 年 12 月 21 日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202312/content_6921655.htm

★★★3. 国家知識産権局、専利権期間補償と開放許諾に関する行政再審事項を公告★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) は、改正後の専利法及びその実施細則に新たに追加された専利権期間補償と専利開放許諾といった重要な制度の円滑な実施を保障するため、「専利権期間補償と専利開放許諾に係る行政再審事項に関する公告 (第 560 号)」を公表した。この公告は 2024 年 1 月 20 日から施行される。

国家知識産権局の公告によると、専利権者や、関連専利に侵害紛争が存在するまたは関連医薬品の登録申請を提出済みの利害関係者は、専利権の補償期間に関して、国家知識産権局の専利法第 42 条第 2、3 項に基づく決定に不服がある場合、行政再審を申立てることができる。

また、専利権者は、専利開放許諾の実施期間の年金減額に関して、国家知識産権局の専利法第 51 条第 2 項に基づく決定に不服がある場合、行政再審を申立てることが可能である。ただし、専利開放許諾声明の公告決定は行政再審の対象外である。

(出典：国家知識産権網 2023 年 12 月 21 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_527_189195.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、商品とサービスの分類に関するガイドラインを発表 ★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) は、事業者が商標登録の過程で商品とサービスを分類する目的、役

割、方法を正確に理解し、商標の登録出願、維持、保護のレベルと効果を向上させるために、「商標登録用の商品及びサービス分類に関する正しい理解のためのガイドライン」を作成した。

このガイドラインには、▽商標登録における商品とサービスの分類の基本概念と役割、▽中国における商品とサービスの分類方法とその特徴、▽商品とサービス項目の申告方法、▽同一または類似の商品やサービスの判断基準、▽商標の登録出願、使用、権利保護の各段階で留意すべき事項など、5つの主要部分が含まれている。

このガイドラインは、事業者が商標登録プロセスをより効果的に進め、その保護効果を高めるための重要な指針となることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2023年12月29日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_66_189403.html

★★★2. 国家知識産権局、非伝統的な商標の顕著な特徴に関するガイドラインを発表★★★

商標は、商品やサービスの出所を識別し区別するための標識として、顕著な特徴を備えるべきである。この理念を踏まえ、中国国家知識産権局（CNIPA）は、事業者が三次元商標、色彩の組み合わせ商標、音声商標などの非伝統的な商標に備えるべき顕著な特徴を理解し、これらの商標の登録出願と使用を適切に行うための「非伝統的な商標に備えるべき顕著な特徴に関するガイドライン」を作成した。

このガイドラインは、三次元商標の特徴、色彩の組み合わせ商標の特徴、音声商標の特徴の3つの部分に分かれている。それぞれのセクションでは、伝統的な商標としての特徴、登録出願時の注意事項、識別性の判断基準などが詳述されている。さらに、多くの事例を挙げて、「顕著な特徴が不足している一般的なケース」や、「使用により顕著な特徴を獲得した場合」の解説がなされている。

(出典：国家知識産権網 2023年12月29日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_66_189401.html

★★★3. 中国、商標代理の信用評価管理試行を開始＝5省での実施へ★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は最近、「商標代理信用評価管理試行業務の展開に関する通達」を公表し、特許代理に続き、商標代理における信用評価管理の試行作業を開始した。

試行地域は河北省、遼寧省、江蘇省、安徽省、湖北省の5省に及ぶ。信用評価は試行地域内の全ての商標代理機関と登録されている商標代理従事者を対象に行われる。信用評価システムは百点制を採用し、A、B、C、Dの4つの等級に加えて、受賞状況や社会貢献などの要素に基づいた追加加点項目により、A+等級も設けられている。評価の指標体系は、社会的貢献、不正な代理行為、行政処罰、重大な違法信用喪失行為など、20以上の信用情報収集項目を含んでいる。

評価結果は、試行地域の政府ウェブサイトを通じて公表され、監督措置や政策支援、奨励と連動している。試行期間は1年間で、2024年1月1日から商標代理に関する信用情報の収集を開始し、2024年7月1日に評価結果が公表される予定である。

国家知識産権局は、試行状況に応じて、商標代理の信用評価メカニズムをさらに普及させる方針を

示している。この取り組みは、知的財産サービス業界における信用意識の向上を目指し、知的財産代理業界の健全な発展に寄与することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2023年12月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/27/art_53_189339.html

★★★4. 中国とベトナムが著作権及び著作隣接権に関する協力覚書を締結★★★

中国国家版權局とベトナム文化体育観光省が著作権及び著作隣接権に関する協力覚書を締結した。この協力覚書は、中国の習近平国家主席がベトナムを訪問した際の成果の一つであり、両国が著作権及び著作隣接権分野で協力を一層深まり、拡大したことが示されている。

覚書によると、中国国家版權局とベトナム文化体育観光省は、著作権及び著作隣接権に関する法律と技術情報を定期的に交換し、両国の政府職員や業界関係者による相互訪問、研修などの交流活動を奨励し、著作権集団管理組織間の協力を推進するなど、協力を強化することで合意した。また、双方は覚書に基づいて年度ごとの活動計画を策定し、具体的な活動を展開することとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年12月22日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202312/1983192.html>

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市で初の上場企業向け知的財産権サービス拠点が設立★★★

12月22日に開催された「馬連道・データ街」協力発展連盟の設立大会にて、北京証券取引所に上場する企業を対象とした知的財産権公共サービスワークステーションの銘板除幕式が行われた。

北京市知識産権局の周立権副局長が銘板除幕式に出席し、このワークステーションが北京市初の専門分野に特化した知的財産権サービスの専門拠点であることを明らかにした。同局は、知的財産権の審査、価値評価、紛争対応、権利保護支援、法律相談などのリソースを統合し、金融分野に特化した専門的なサービスを提供する同ワークステーションの業務をサポートする方針である。

具体的には、上場に関連する政策情報の提供、知的財産権に関する指導や相談など、上場プロセス全体をカバーする包括的で専門的なサービスを提供する予定である。これにより、企業が上場する際の知的財産権リスクを軽減し、より多くの企業が北京証券取引所への上場を目指すことがサポートされる見通しである。

(出典：北京市知識産権局公式サイト 2023年12月28日)

<https://zscqj.beijing.gov.cn/zscqj/zwgk/xwdt/436324300/index.html>

【華東地域】

★★★2. 福建・アモイ市に国家級知的財産権保護センター新設へ★★★

最近、中国国家知識産権局（CNIPA）が福建省・アモイ市に国家レベルの知的財産権保護センターの設立を承認した。この新しいセンターは、新材料、バイオエンジニアリング設備製造産業など、先

端技術分野における知的財産権の迅速で協同的な保護を目指している。これにより、全国での国家レベルの保護センターは 69 カ所、迅速権利保護センターは 37 カ所に拡大し、そのうち 4 カ所の保護センターと 2 カ所の迅速権利保護センターは福建省に位置する。

アモイ市は東側が台湾海峡に面し、南北には珠江デルタと長江デルタを結んでおり、地理的にも独特な優位性を持っている。新しく設立される保護センターは、海糸中央法務区内に位置し、運用開始後はアモイの迅速権利保護センターと統合され、「ワンストップ」の知的財産権保護総合サービスプラットフォームとして機能することになる。このセンターは、アモイの主要産業における科学技術の革新やモデルチェンジ、レベルアップを強力に支援する。また、イノベーション・チェーンと産業チェーンの融合を促進し、イノベーションとビジネスのより良い環境を構築することで、地域経済の発展に大きく貢献することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2023 年 12 月 23 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/23/art_53_189228.html

【華南地域】

★★★3. 「深港知的財産権運営連盟」が設立、深セン・香港の産学連携強化へ★★★

12 月 20 日、深セン市と香港特別行政区の産業界と学術界をつなぐ新たな懸け橋として、「深港知的財産権運営連盟の設立大会及び前海深港科学技術成果転化マッチング会」が前海で盛大に開催された。この重要なイベントにより、深港知的財産権運営連盟が正式に発足した。

大会では、連盟の基本規約と選挙手続きが確立され、初代理事会、監察会、および管理機関のメンバーが選出された。成立式典の後、前海深港科学技術成果転化マッチング会が開催され、香港理工大学、香港科学技術大学、香港浸会大学などの名門大学からの科学研究プロジェクトに関するロードショーが行われた。

このマッチング会は、深センと香港の産業界、研究開発機関、大学間の交流・協力を促進するプラットフォームとして機能し、革新的技術と産業ニーズの密接な結びつきを目指した。また、産業界、大学、研究機関、ユーザー、金融機関という「産学研用金」の各界が連携し、協同イノベーションメカニズムの確立を目指した。この取り組みは、研究成果の移転と転化を確実に推進することを目的としている。

(出典：深セン市政府公式サイト 2023 年 12 月 21 日)

http://www.sz.gov.cn/cn/xxgk/zfxgj/zwdt/content/post_11061752.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 山東省各法院で 27 件の知財事件で懲罰的賠償が適用★★★

山東省の裁判所（人民法院）は近年、知的財産権に関する民事訴訟における懲罰的賠償の審理に特に焦点を当てている。昨年 4 月に発表された「知的財産権侵害の民事事件における懲罰的賠償の適用に関する裁判指針」に基づき、山東省全域で 27 件の知的財産権事件に懲罰的賠償が適用され、賠償総額は 1 億 2400 万元に達した。

この裁判指針では、懲罰的賠償に関する司法解釈の適切な適用を目指し、侵害の故意や重大な状況の認定、懲罰的な金額の算定方法などが詳しく説明されている。また、山東省高級人民法院は今年4月、食糧安全の保障を目的とした知的財産権裁判に関する専門的な司法文書を発表し、植物新品種の保護における懲罰的賠償の適用に関する特別な規定を設けた。

山東省高級人民法院は、知的財産権侵害に関する懲罰的賠償の5件の典型的な事例を公開した。これには商標権侵害の4件と著作権侵害の1件が含まれ、総額4439万元以上の賠償金が命じられた。これらの事例は、知的財産権の保護と法律遵守の重要性を示し、侵害者に対する抑止効果を高めることを目的としている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年12月28日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sd/202312/1983245.html>

★★★2. 湖南省で知的財産権に関する悪意訴訟の取り締まり強化＝初の法的処罰例を実現★★★

湖南省長沙市の中級人民法院と市検察院は先日、知的財産権の悪意ある訴訟の法的規制に関する座談会を共同で開催した。会議当日、参加者たちは長沙市の知的財産法廷に集まり、ある知的財産権に関する悪意ある訴訟の裁判を傍聴した。

この事件では、原告が被告の「長某新」という商標の使用により、自社の商標権が侵害されたと主張し、300万元の経済的損失の賠償を求めていた。法院は法廷で、検察院からの検察建議を原告と被告双方に示した。長沙市検察院の調査により、この事件が悪意訴訟であることが明らかにされた。同検察院は、ビッグデータによる比較を含む多様な証拠収集を通じて、「長某新」という商標が原告による悪意ある商標抜け駆け登録であることを発見し、法院に対して検察建議を提出し、原告の行為を悪意ある訴訟と認定し、法律に基づく適切な処罰を行うよう提案した。

法院は検察建議を採用し、原告の訴えを却下するとともに、10万元の料金を課すことを決定した。この事件は、湖南省で「商標法」に基づき原告の悪意ある訴訟に対して処罰を行った初の例となる。

裁判終了後、長沙市中級人民法院と市検察院は「知的財産に関する悪意訴訟の取り締まり強化に関する協力メモランダム」に署名した。この「メモランダム」では、連携の常態化、情報共有、協力のメカニズム確立、取り締まりの強化などに関して詳細な規定が設けられている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年12月22日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfffy/202312/1983186.html>

★★★3. 北京知識産権法院、コンピュータソフトウェアの著作権保護と典型事例を発表★★★

12月21日、北京知識産権法院（知的財産裁判所）は記者発表会を開催し、コンピュータソフトウェアの著作権に関する司法保護の現状と6件の典型的な事例を公表した。

副院長の宋魚水氏によると、過去9年間に同法院がコンピュータソフトウェアの著作権関連の民事事件を5000件以上受理し、4000件以上を結審した。受理件数は長期的に上昇傾向にあるが、昨年の管轄調整により、契約関連の紛争事件が基層法院での受理に変更されたことで、受理件数は減少した。一方で、コンピュータソフトウェアの民事侵害紛争事件は増加し、前年比で23%の上昇を見せて

いる。

裁判監督廷の馮剛裁判長は、コンピュータソフトウェアの著作権に関連する民事事件の 6 件の典型事例を紹介した。これらの事例はソフトウェア業界の紛争における重要な問題点や焦点を示している。具体的には、立証責任の分配、一致性の比較に関する鑑定の当事者依頼、合法的出所に関する抗弁の適用と認定、盗作による著作権侵害の判定方法などが含まれている。これらの事例は、コンピュータソフトウェアの著作権保護における司法の役割と重要性を浮き彫りにしている。

(出典：北京知識産権法院公式サイト 2023 年 12 月 21 日)

<https://bjzcfy.bjcourt.gov.cn/article/detail/2023/12/id/7716318.shtml>

★★★4. 上海検察、企業向けデジタル著作権保護のためのガイドラインを発表★★★

12 月 13 日、上海市人民検察院知的財産権弁公室は上海市著作権協会、普陀区人民検察院と共同で、市内初となる「企業デジタル著作権技術措置保護とコンプライアンスガイドライン」の発表を行う記者会見を開催した。このガイドラインは、デジタル著作権の保護に向けた技術的措置、著作権の認定、保護メカニズムの不備、コンプライアンスリスク、および権利行使の方法を詳細に規定し、企業に全面的な規範指針を提供するものである。対象は、コンピュータソフトウェア企業やネットワークゲーム会社、ネットワーク音声視聴会社、ネットワーク小説会社など、デジタル著作権を持ち、技術措置を開発・応用する企業群である。

近年、ネットゲーム、ネット文学、ネット映画、ショートビデオなどが急速に発展し、情報伝達の主要手段としてデジタル化が進んでいる。これに伴い、作品の高度なデジタル化が進む中、侵害行為もネットワーク化する傾向が見られる。このような状況を受け、上海市の検察機関は、デジタル著作権とデジタルコンテンツに関する知的財産権の司法保護を強化するために、関連する案件の精査・分析を行い、「企業デジタル著作権技術措置保護とコンプライアンスガイドライン」を作成した。これにより、著作権保護の総合的なシステムの整備、創造活力の促進、及びデジタル技術、産業、市場の法的保護と規範化に検察の力が寄与することが期待されている。

(出典：上海市人民検察院 Wechat 公式アカウント 2023 年 12 月 14 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/S9ZAUGPu53xDjOWxraYJ5Q>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

★★★1. 河北省、1～11 月に知財侵害・模倣品関連の違法事件 6953 件摘発★★★

1～11 月、河北省の行政機関が知的財産権侵害・模倣品関連の違法事件 6953 件を摘発した。この他、犯罪の疑いがある事件は 660 件あった。河北省の知的財産権侵害・模倣品活動に関して開催された記者発表会でわかった。

河北省は今年、インターネット分野や重点製品の監視管理、知的財産権保護、違法犯罪摘発などに関する 64 の重点任務を定め、行政保護と司法保護を強化している。1～11 月に管理当局が摘発した違法事件は 6983 件、公安機関が摘発した犯罪事件は 660 件に達し、検察機関は 868 件の犯罪事件で

1491 人の容疑者を提訴し、裁判所は 790 件を審理し、1385 人に対し有罪判決を言い渡した。

河北省はまた、北京、天津と知的財産権の法執行に関する協力協定を締結しており、地域横断的な法執行を推し進めている。今年は「亮劍」などの特別行動を実施し、多数の成果を上げているという。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 12 月 22 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hb/202312/1983193.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国のデジタル経済ユニコーン企業が急成長 2023 年の総評価額 7 兆元超★★★

中国発明協会は、先日北京で開催された「2023 デジタル経済ユニコーン大会」において、「2023 デジタル経済ユニコーン発展報告書」を発表した。この報告書は、ユニコーン企業がイノベーション・発明とデジタル経済の深い統合を通じて、産業の高度化と社会経済の促進に積極的な役割を果たしてきたことを示している。

2023 年、中国のデジタル経済ユニコーン企業の本数は 273 社に達し、その評価額の総額は 7 兆 2700 億元に上ると報告されている。これらの企業は、ビッグデータ、人工知能、クラウドコンピューティング、仮想現実、モノのインターネット、ブロックチェーンなどの新興技術分野に焦点を当て、全国 15 の省、直轄市、自治区に分布している。特に、北京には全国で最も多くのデジタル経済ユニコーン企業が集中しており、ビッグデータ、人工知能、クラウドコンピューティング、モノのインターネットなどの分野で大きな優位性を持っている。

同報告書では、人材、資金、データなどの要素がデジタル経済分野に集積するにつれ、今後 5 年間でデジタル経済ユニコーンの評価総額が 20 兆元を超える見通しを示している。また、次世代デジタル技術やデジタルインフラなどの分野において、より多くのユニコーン企業が誕生することが予想される。

(出典：中国知識産権资讯网 2023 年 12 月 26 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139020

★★★2. テンセント、「2023 年 WeChat ブランド保護報告書」を発表★★★

中国 IT 大手の騰訊科技（テンセント）が主催する「2023 年 WeChat 知的財産権保護大会」が上海で開催され、WeChat 法務チームによる「2023 WeChat ブランド保護報告書」が発表された。この報告書では、今年 1 月から 10 月にかけてのブランド保護における取り組みとその成果が紹介された。

報告書によると、WeChat は今年、模倣品の販売を行った個人アカウントを 4 万 5000 点以上特定し、摘発した。これは前年同期比で約 13%の減少となり、過去 3 年間で減少傾向が維持されている。摘発の正確率は 100%近くに達しており、繰り返し模倣品販売の比率は 6.9%に低下し、前年同期比 52%の大幅な低下を記録した。

大会では、テンセントが独自に開発した模倣品対策プラットフォーム「ブランド・プロテクション・プラットフォーム (BPP)」も紹介された。BPP は今年にバージョン 3.0 を迎え、個人アカウント、メッセージ、グループチャット、チャンネル（视频号）のライブ配信、ショートビデオ、チャンネルの

店舗、WeChat Work（企業微信）、公式アカウント、ミニプログラムといった9つのアプリケーションに対応しており、模倣品販売を含む違反行為に関する情報提供や証拠収集を行うことが可能となる。BPPは世界中の権利者に開放されており、登録済みのブランドは571に達し、アジア、ヨーロッパ、北米、オセアニアなど多くの地域をカバーしており、ブランド権利者を保護するための重要なステップとして評価されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2023年12月22日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139007

○ 統計関連

★★★1. 上海の高価値特許保有件数、人口1万人当たり平均46件超★★★

上海市は、高価値特許の保有件数が安定的な増加を遂げている。11月末時点の高価値特許は有効特許の約5割を占める12万件に達し、人口1万人当たりの平均保有件数が46件を超え、2021年末から12件増加している。12月25日、上海市知識産権局が開催した第4四半期ブリーフィングで分かった。

特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願も増加しつつある。ここ3年の年平均増加率は16%を超えている。今年1～11月のPCT出願件数は5630件、前年同期に比べて14%増加した。上海のPCT出願件数が中国全体の9.2%を占め、全国でも上位にランクされている。

知的財産権を担保にした融資活動は確実に拡大している。1～11月、専利(特許、実用新案、意匠)商標担保融資が前年同期比で137%増の1230件に達し、融資の総額は同73.7%増の211億元であった。この中で、中小企業の融資額は全体の95%を超えている。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2023年12月26日)

https://mp.weixin.qq.com/s/RR0M4R_CYM_2gPzClhgHwg

★★★2. 中国、全固体電池技術で世界の36.7%の特許出願を占める＝国家知識産権局が発表★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)の申長雨局長は、12月26日に行われた国務院政策ブリーフィングにおいて、「中国が全固体電池の基幹技術特許において世界の36.7%を占め、7640件の出願件数を記録している」と発表した。

申局長によると、中国は科学技術イノベーションの能力が持続的に増強される中で、特に電気自動車、リチウム電池、太陽電池を含むグリーン低炭素産業において、新しい産業や分野で競争上の優位性を確立し、急速に発展している。

申局長は、こうした産業の急速な発展背後には、数多くの特許技術が存在していると指摘し、特に電気自動車分野では、中国の新エネルギー自動車の販売がトップ10にランクインする企業が、合計で10万件を超える有効特許を取得していることを明らかにした。全固体電池技術においては、中国が世界の主要な技術供給国の一つとして位置づけられ、全固体電池の基幹技術特許出願件数の約36.7%を占め、ここ5年で年平均20.8%の増加率を見せるなど、そのイノベーション力は世界第1位となっている。また、太陽電池分野でも中国は12万6400件の特許出願で世界第1位を占め、持続可

能な発展とイノベーションへの貢献を続けている。

(出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2023 年 12 月 26 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/nMCwP2HpSWjrmDRpePkzRA>

○ その他知財関連

★★★1. 2023 年中米知的財産権実務シンポジウム、北京で開催＝中米の実務協力を強化★★★

12 月 14 日、2023 年中米知的財産権実務シンポジウムが北京で開催された。このイベントは、中国 国家知識産権局 (CNIPA) と米国法曹 CNIPA 間連絡協議会 (CNIPA-US Bar Liaison Council) の共催により行われ、盧鵬起副局長とチェン・ヘイル委員長が出席し、演説を行った。

盧副局長は、米国法曹 CNIPA 間連絡協議会が中米間の知的財産権分野における民間交流を推進するうえで重要なパートナーであることを強調し、米国の関係者とともに、両国間の知的財産権に関する実務協力を引き続き深め、両国関係の発展に積極的に寄与したいと述べた。チェン・ヘイル委員長は、CNIPA が提供する交流の機会に感謝を表し、協力関係を絶えず進化させ、交流イベントを続けていきたいとの期待を示した。

シンポジウムでは、中国と米国の特許や商標に関する最新の動きやホットな課題についての交流が行われた。両国の知的財産権サービス機関や実業界の関係者約 150 名がシンポジウムに出席し、建設的な議論が行われた。

(出典：国家知識産権網 2023 年 12 月 23 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/23/art_53_189229.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZA

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。
なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved